

## 平成27年度 高知県公立学校事務研究会香長支部 第1回研修会記録

平成27年7月6日（月）於：大豊町総合ふれあいセンター 参加者 36名

### 1) 開会

会長よりあいさつ

### 2) 自己紹介

### 3) 平成27年度香長支部研究内容について

#### (1) 平成27年度研究テーマ及び研究内容について

調査研究部長より

○研究テーマ：昨年度に引き続き「地域の学校事務の組織力と質の向上をめざす」

○計画：年2回の研修を予定。会場は持ちまわりで行う。

7月：本山町で計画していたが設備の関係で大豊町開催となった。

12月：南国市を予定。

○研究内容：実務研修と防災学習の二本立てで行う。

第二回の支部研修会については教科書・就学援助・若年研修など、昨年度に行った希望調査の内容も取り入れながら、計画を立てている段階。なお、昨年度の希望の中にはPC研修もあったが、PC研修は習熟度の違いや会場の都合もあり今回は見送った。

☆今日の会の反省用紙を明日以降配付するので、反省・意見をお願いしたい。

#### (2) 平成27年度香長支部の運営について

○H26 会計報告 承認多数で可決

○H27 予算案の提案・議決 承認多数で可決

### 4) 実務研修「教員免許制度について」 嶺北中学校 総括主任

○教員免許は、個人の資格なので学校事務職員の職務として直接実務を行う機会はないと思う。香長支部の研究内容と離れた内容になるが、学校で勤務する職員として知識の幅を拓けるといふことで聞いてもらえたらと思う。

○資料2頁

・免許の種類に「特別免許状」とあるが、これは「社会人の知識・経験を生かして」優れた人材に免許状を授与し、教員として迎え入れるためのもの。

例：英会話教室の講師など

・免許の種類、中学校の教科で「職業」「職業指導」というものもある。また、「宗教」は、高知県の公立にはないが、私立学校の一部には教科としてある。

・免外（免許教科外）は、校長及び教諭等が都道府県教育委員会に申請し、許可をもらわないといけない。許可なく教えていたら違法となる。講師には免外の許可はできなく、やむを得ず教授することが必要な場合は、臨時免許状が必要となる。

例) 所有する免許状の教科を教えている必要があり、教頭の場合は、社会科の免許状を有していて、社会科を教えているのであれば他の教科を教える場合の申請は可能。社会科を教えてないのに他の教科の免外の申請できない。

○資料 3 頁

- ・免許状の種類 3 に「専修」「1 級」「2 級」とあるが、その違いは単位数の違いである。種類の違いによって給料等の処遇の違いはない。
- ・免許状の種類 1 級と 1 種については、免許法改正によるもので、それぞれ法改正後の内容にみなされる。  
※更新講習への申し込みの書類には「級」を書くところがない場合があるので「みなしで 1 種」となる。

☆訂正 免許状の種類 4 の※印

免許状が変わったわけではないので、通常、書類へ記載するときは授与された免許状に記載する。

・どこでもらえるの 1

教員資格認定試験は近県であれば、岡山大学で実施している。

教育職員検定については、基本的に書類による検定であるが、追加で書類が必要な場合もある。

○資料 4 頁

- ・養護教諭が保健の教科の領域に係る事項を担当することができるのは教諭のみであり、講師はできない。(平成 11 年に通知が出されている)
- ・特別非常勤講師制度は、例えば、保育士に家庭科の保育の分野をお願いする、サッカーの専門性が高い人に体育のサッカーをやってもらうなど。必ず届出が必要である。

○資料 5 頁

- ・免許状の有効期間 2、旧免許状には有効満了期間が記載されていないので生年月日によって修了確認期限が割り振られている。

○資料 6 頁

- ・更新講習の費用は 1 時間約 1,000 円。30 時間以上の講習を受けないといけないので約 30,000 円かかる。
- ・免許状更新講習の免除対象者とあるが、免除することができるということであって、講習を受けても良い。免除の場合も必ず申請が必要。

○その他、質問で出たもの

- ・教員免許状を持っている他の仕事をしている者の免許状の期限が切れても失効ということではない。ただし、有効期間(終了確認期限)を過ぎた後に教員になる場合は更新講習を受講し、免許状を有効にする必要がある。

5) 防災シチュエーションシート(服務編)について及び各地区(ブロック)による

防災についての情報交換

- 6 つのグループに分かれ、配布された資料を用いてグループワーク(資料参照)
- 防災対策状況の各ブロックからの報告(資料参照)

6) 事務連絡・閉会